

事務連絡
令和3年11月8日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局看護課

看護職員の離職防止を図るための
「医療現場における暴力・ハラスメント対策(動画)」について

日頃より、看護行政の推進に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療現場における暴力・ハラスメント問題については、医療従事者の離職防止、勤務環境改善の観点からも重視されており、平成30年版過労死等防止対策白書においては、医療分野における労災認定事案のなかで、患者からの暴言・暴力やハラスメントによるストレスが要因と考えられる看護職員の精神障害の事案が多くあげられています。

そこで、平成31年度に「看護職等が受ける暴力・ハラスメントに対する実態調査と対応策検討に向けた研究」を実施し、そのとりまとめられた内容を踏まえ、看護職員の離職防止を図るための「医療現場における暴力・ハラスメント対策」として、看護職員を含む医療従事者が患者やその家族からの暴力・ハラスメント対策について学ぶことができるeラーニング教材を制作しました。

この教材は、厚生労働省の動画チャンネル(YouTube)に公開し、管理者とスタッフの双方の視点で、基本的な考え方について、1コンテンツ20分程度で、コンパクトに学ぶことができます。

また、医政局地域医療計画課より発出された「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて」(令和3年9月28日付、医政地発0928第1号)において、医療現場における職員間や患者・家族等からのハラスメント対策におけるマニュアルの作成や研修等に係る経費に当該基金を充てることとされていますので、研修経費についても当該基金での活用が可能です。

都道府県におかれましては、各医療機関が適切な対応策を組織的に講じるための一助として、研修や個人学習等において本教材を積極的に活用していただくよう、貴管内の医療機関に周知方よろしくお願いいたします。

(参考:厚生労働省ホームページ掲載頁)

「医療従事者の勤務環境の改善について」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/quality/)

「1-4. 医療現場における暴力・ハラスメント対策」に掲載

【照会先】

厚生労働省医政局看護課

担当者:村井、片山

電話:03-5253-1111(内線4171、2599)